

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成30年10月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成30年12月17日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

(様式)

市 民 第 1 4 6 5 号
平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

市民生活部定例監査結果についての措置状況（通知）

平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
消費生活センター	<p>(指摘事項)</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 特定計量器定期検査業務において、実施時期等は計量法により実施の期日の一月前までに公示するものと定められているが、一月前までに公示されていなかった。</p>	<p>1 指摘のありました事項については法令を遵守し、次期の特定計量器定期検査事務から、遅滞なく実施時期等の公示を行います。</p>